

思春期の子どもに「いつ」「誰が」「何を」教えるか

股村 美里¹⁾

A study about School Health in Japanese adolescent. —When, Who, and What should teach them?—

Misato MATAMURA

Key words : School Health, Yogo teacher, Quality research approach

キーワード：学校保健，養護教諭，質的研究方法

1. 問題の所在

—「誰が」教えるのか？という問い

学校保健領域では、子どもたちの現代的健康課題や心の健康が深刻な問題として位置づけられる一方で、保健教育（特に、保健体育科における保健領域）の充実，推進が強く求められるようになった。しかしながら，現状保健領域の未履修問題にはじまり，実施の頻度や方法の不十分さ，また担当する教員の指導力不足に対する批判もあって，その要請に応えられているとは必ずしも言えない。

保健体育科における担当者問題の大きな転機といえるのが，平成10年教育職員免許法の改正¹⁾といえる。保健体育科の保健領域（以下「保健学習」とする）について，養護教諭が保健体育科の免許取得の有無によらず，一定の実務経験があれば，保健科の教諭または講師として職を兼ねることができ（これを兼職とする），保健領域を担当できるようになった（以下，この制度を兼職発令とする）。これによって，保健学習は，保健体育科教諭だけでなく養護教諭が担当するという選択肢を持つこととなり，各学校は「誰が」担当するのかの裁量権を得た。

こうした保健教育に関する担当者問題は，保健学習に限ったことではない。例えば必要

に応じて特別活動の一環として実施されるものを「保健指導」という。これは，当面の健康課題について短期的な効果を期待して実施される児童・生徒指導の一環として養護教諭の職務に位置づくのだが，朝礼のような学校全体，学年単位で実施される形式だけでなく，時に教室で保健学習と同様に教室で行われることも多い²⁾。保健学習と保健指導の詳細な区別を議論することもさることながら，ただ客観的に事実だけを見てみれば，養護教諭は保健室で子どもの応急手当や急病への対応，学校衛生管理にとどまらず，教室における保健教育での活躍を期待されている。

すなわち，養護教諭は，教室で実施される保健教育に対して，以下の三つの立場のいずれかを取らざるを得なくなった。第一は，養護教諭としての職務以外に，兼職発令を受けて，保健学習も担当する立場であり，第二は，保健学習を兼職することはせず，担任とのティームティーチング（以下，T.T.と略す）などで保健学習に関わったり，集団を対象とした保健指導を積極的に行ったりするという立場，第三は保健学習も集団の保健指導も，教室で実施される保健教育を担当しないという立場である。

現状，兼職発令を受けて教科「保健」を担当する第一の立場をとる養護教諭の数は少数

1) スポーツ学部

であり、広く受け入れられているとは言えない。一方、養護教諭がおしなべて保健教育に消極的かといえそうではなく、兼職発令を受けずに、保健学習を一部あるいはT.T.で担当したり、積極的に教室で保健指導を実施したりという第二の立場をとる養護教諭が相当数いる。そこには、「兼職発令は受けない」が、「教室での保健教育には参加する」と判断する何らかの理由があるはずである。では、養護教諭にとって保健教育を担当することはどのように意識されているのだろうか。

そこで、本稿では、養護教諭への面接調査を軸としながら、保健学習の担当者である小学校・中学校教諭、そして管理職を対象とした面接調査を並行して実施し、養護教諭の意識を有機的・多面的に分析・考察する。

2. 教師の語りから「教える」仕事を考える

著者は、養護教諭と小学校教諭・中学校保健体育科教諭、そして管理職を対象とした面接調査法を研究手法として、そこで得られた語りを質的に分析・検討することを通して、養護教諭の教室での保健教育への参加を、「教える」という仕事を遂行する視点から論ずる。

分析枠組みとして、教員文化研究の枠組みを援用する³⁾。ここでは、「教える」仕事には特有の難しさがあり、教員はその難しさに何とか対処し、「教える」仕事を遂行し続けている、との指摘がなされている。本論では、その指摘を基盤として、①授業をしようとする養護教諭が出会う困難には、どのような種類のものがあり、それはどのようなことから生じるか、②それらの困難を、養護教諭はどのように対処しようとしているのかを整理する作業を通じて、問いに迫ることとする。

3. 教室で教えることに積極的に なれる理由^{わけ}

養護教諭が保健室を出て、教室での保健教

育に関わるのに障害になる理由には、第一に、緊急事態への対応が遅くなるという問題に加えて、養護教諭が保健室を不在状態にすることを、子ども、保護者、同僚に理解されるかどうかがかかわる。第二に、一般に「教える」という仕事には、結果や成果を示すことが難しいことに加え、養護教諭が「教える者としての一定の自信」を獲得することが難しい。第三に、教えることが自明のことである教員に比べ、養護教諭にとっては教室で「教える」仕事は、後付け的に求められた役割であることから「何故『養護教諭が自ら』教室での教える仕事を担当するのか」を明示する必要と、多様な職務が求められる中で「何故養護教諭が教室での『教える』仕事を担当するのか」言語化する必要ある。

では、これらの困難にどのように対処して、養護教諭は教室で「教える」仕事を遂行しているのだろうか。第一の保健室不在状況に関する困難については、その状態について子どもや保護者、同僚がどう思うかに主眼が置かれていた。例えば、授業に出る以外にも不在にすることが考えられるため、むしろ不在時の緊急体制を強化する、あるいは一日のうちで保健室を不在にする時間を限定するなどして、不安や不信を回避しようとしていた。

第二の授業担当者としての力量評価課題については、他の教職員の多忙や教材研究不足などと比較し、養護教諭として保持する医学的知識や保健室で蓄積される情報が、その力量評価に活用されていた。そしてそれらを、養護教諭が感じる経験の不足や養成上の問題よりも、養護教諭としてできる「専門性」として強調することによって、自信を獲得することにも活用している。

最後の「何故養護教諭が教室での教える仕事を担当するのか」という課題は、隣接領域にカウンセラーなどの専門家が配置されたことで、「養護教諭の職務とは何か」を危機感として感じ、新たに問い直す経験をしていた。そして、保健室で出会う子どもの様子や校内

の保健に関する無関心さから、自らの職務の中に「教える」仕事的位置づけられていることを確認していた。またそうした捉えなおしに加え、同僚から「教員として教える仕事に携わってしかるべき」という期待が、その職務の捉えなおしを支えていた。

4. 養護教諭にとっての兼職発令の意味

上記のように、養護教諭はさまざまな困難に対処しながら保健教育に携わっていることが明らかとなった。しかしながら、これらの養護教諭が、皆必ずしも保健体育科教諭に代わり兼職発令を受けて保健学習を担当しているわけではなかった。では、保健学習の一部あるいは集団の保健指導を積極的に担当するにもかわらず、兼職発令を受けて保健学習を担当するという判断に至らない理由は、どこにあるのであろうか。

兼職発令を受けない養護教諭の側から、兼職発令を見ると、それは「教員の仕事をすること」であり「特別なこと」として意味付けられていた。具体的には、教えた結果として伴う成績評価や、学習指導要領に定められる体系的な指導が必要とされることについては、「子どもとの信頼関係が崩れてしまう」とか「養護教諭の力量としてこれまで求められてこなかったもの」といった語りから、養護教諭の職務との間に明確な線引きがされると推察される。また、少数の兼職発令を受ける養護教諭を「特別なレアケース」であるとみなしていた。

しかしながら、兼職発令を受けて教科「保健」を担当している養護教諭からは、成績評価は子どもとの信頼関係を崩すものではなく、むしろそれでも揺るがない関係性の構築こそ重要であり、体系的な指導は、養護教諭が担当することに付加価値的な意味があると語られる。また、認知の低さは、そうした実態がありながらも周知される体制があると感じられていることで、職務の一環にスムーズに受け入れられているという。

認識や行動の実態が養護教諭間で異なり、かつ教室での保健教育について実施形態が異なる事実を彼らはどのようにとらえているのだろうか。多様な職務の中で『何を職務とし、何を優先して実施するか』は、個々の養護教諭が判断することである」と養護教諭にも教員にも共有されて捉えられていた。こうした考えが共有されることによって、兼職発令の有無や保健教育への参加度の違いは許容されているのである。

5. これからの保健教育

本稿では、先行研究で指摘されていた、養護教諭が教室での保健教育に参加するための環境条件によらず、周囲からの評価のまなざしや関係の構築がより重要視され、また「養護教諭として十分やれているかどうか」という教職アイデンティティを軸として、判断されていることを示した。具体的に養護教諭は、教室で「教える」仕事を行うかの判断は、「養護教諭としての職務をおろそかにすることにならないか」を軸として行われていたし、さらに兼職発令を受けるかどうかの判断は、兼職発令を受けることで「養護教諭としての職務に支障が出るか、出ないか」を軸として行われていた。その判断の中で、周囲の教員や管理職は、養護教諭を「保健の専門家」として権威づけること、また「養護教諭も教える仕事に携わって然るべきである」と意味づけることなどによって、それらの課題を乗り越えることを要請し、支えていた。

周囲からの評価のまなざしや構築された信頼関係は、養護教諭にとって、時には支えとなり、時には脅威となっていた。特に、周囲の関係者によって、養護教諭が保健の専門職としてみなされていることは、養護教諭の参加を要請し、支えていた。養護教諭をどのような専門職とみなすかは、養護教諭の「教える」仕事遂行だけでなく、他の職務の遂行にも影響を与えることになるであろう。

また兼職発令を受けない養護教諭が、「認

知は低く、レアケース」と兼職発令を位置付け、集团的保健指導や教科「保健」の一部担当などの形式のみに押しとどめているのには、一次予防としての保健教育の重要性を認識しながらも、自らの教職アイデンティティが脅かされることとして意識されていたことによる。このことから、本来の職務との間に一線を引くことになっていったと解釈できる。また、養護教諭や保健体育科教諭が、養護教諭に対して一律に保健教育への参加を求めず「職域を枠づける裁量権は養護教諭にある」と許容する意識は、多様で幅広い職務が求められる養護教諭にとって、常に万能でいることはできないということからくる、教職アイデンティティの確保戦略であると解釈可能だ。

しかし、養護教諭への多様な職務を期待する状態が継続し、養護教諭にとって職域の限定がより明々白々と許容されるようになったとき、養護教諭には「得意分野」があり、それが各々異なることが当たり前という教育専門職になる可能性がある。そのとき、養護教諭の職務のみならず、保健室の機能さらには学校保健の果たす役割も異なる様相を見せるようになるであろう。

さらに踏み込んでみると、これからの保健教育は「誰に」よって「いつ」「なにを」子供たちに伝えていくのだろうか。現代的な健康問題が、体系的な科学的知識として保健体育科の中に位置づく保健学習として保健体育科教諭に教科書によって伝えられるだけでなく、学校の中でも保健の専門性が高いとみなされる養護教諭によって当面の健康課題として指導されるとすれば、両輪のごとく児童生徒の医学・保健学、さらにはスポーツ科学に至る様々なリテラシーを高められることが容易に推察される。しかしながら、免許法改正に伴う兼職発令という応急手当的な教育の専門家の拡張は、各学校の裁量権の拡大を許し、臨機応変な保健教育の裏側で伝えるべきことを

伝える機会を失うことにはつながらないだろうか。

思春期の子どもたちに伝えるべきことは何か、誰がどのように伝えるべきなのか、保健体育の責務とは何か。問うべき問題は山積している。

特に近年、養護教諭への兼職発令のみならず、スクールカウンセラー、部活動における外部指導者の導入など、学校には教員以外の様々な人材がかかわりを持ち始めている。思春期の子どもたちが学ぶべきことは、読み書き計算、さらには国際化といった学力・情報リテラシー以外に自らの生命を守ること、健やかな日々を過ごすことに関する知識や行動変容が必要不可欠である。それらを脅かす危険因子は学校の中にも外にもちりばめられている。

保健体育科教諭を志望する学生と学び続ける日々の中で、保健体育科教諭と養護教諭をはじめとした周辺領域の専門家との連携・融合は現在の教育現場の抱える、まだあけられていないパンドラの箱であるようだ。その箱のふたに手をかけたところで、開けるかどうか。誰が開けるべきなのか。筆者自らの問いを立ち上げたところで、筆をおくこととする。

参考文献

- 1) 文部科学省 (1998) 教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について。 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19980625001/t19980625001.html (2007年2月15日アクセス)
- 2) 藤江善一郎ほか (1984) 小学校における保健学習・指導の調査研究第一報 (中間報告), 学校保健研究第26巻第8号 pp.374-383
- 3) 久富善之編 (2008) 教師の専門性とアイデンティティ—教育改革時代の国際比較調査と国際シンポジウムから— 頸草書房